

女性の職業選択に資する情報の公表について (令和5年8月公表)

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第17条の規定に基づき、下記のとおりお知らせします。

①女性職員の採用割合(令和4年4月2日～令和5年4月1日)

行政職	技能労務職
-	-

※期間内の採用がなかった場合は「-」とする

※構成する市からの派遣職員については採用に含めないものとする。

②採用試験の受験者の女性割合(令和4年4月2日～令和5年4月1日)

行政職	技能労務職
-	-

※期間内の採用がなかった場合は「-」とする

※構成する市からの派遣職員については採用に含めないものとする。

③職員の女性割合(令和5年4月1日現在)

行政職	技能労務職
14.3%	0.0%

④管理職の女性割合(令和5年4月1日現在)

全職員
0.0%

⑤各役職段階の職員の女性割合(令和5年4月1日現在)

主査等	主幹等	室長等	部長等
0.0%	6.25%	0.0%	0.0%

⑥中途採用の男女別実績(令和3年4月2日～令和4年4月1日)

男性	女性
-	-

※実務経験を募集要件とした採用試験による採用者の人数。

※期間内の採用がなかった場合は“-”とする

※構成する市からの派遣職員については採用に含めないものとする。

⑦継続勤務年数の男女差(令和5年4月1日現在)

	行政職	技能労務職
男性	26.1年	27.0年
女性	-	-
差	-	-

※職員の女性割合が0%の場合は“-”とする

※構成する市からの派遣職員については採用に含めないものとする。

⑧約10年度前に採用した職員の男女別継続任用割合(令和5年4月1日現在)

	行政職	技能労務職
男性	-	-
女性	-	-
合計	-	-

※9年度前から11年度前に採用した職員の継続任用割合。

ただし、採用した職員がいない場合は“-”とする。

※構成する市からの派遣職員については採用に含めないものとする。

⑨男女別の育児休業取得率(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

	行政職	技能労務職
男性	-	-
女性	-	-

※上記期間において、取得可能となった職員のうち育児休業を取得した職員の割合。

ただし、取得可能となった職員がいない場合は“-”とする。

⑩男性の配偶者出産休暇等取得率(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

	行政職	技能労務職
男性	-	-

※上記期間において、取得可能となった職員のうち休暇等を取得した職員の割合。
ただし、取得可能となった職員がない場合は“-”とする。

⑪超過勤務の状況(月平均時間)(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

行政職	技能労務職
34.8時間	9.8時間

⑫超過勤務の状況(月平均時間、短時間勤務職員等含む)(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

行政職	技能労務職
23.5時間	9.8時間

⑬年次有給休暇の平均取得日数(令和4年1月1日～令和4年12月31日)

全職員
15.6

⑭年次休暇等取得率(令和4年1月1日～令和4年12月31日)

行政職	技能労務職
54.3%	96.7%

令和5年度 職員の給与の男女の差異の公表内容に関する調査（令和4年度実績）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	-
任期の定めのない常勤職員以外の職員	-
全職員	-

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	-
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	-

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	-
26～30年	-
21～25年	-
16～20年	-
11～15年	-
6～10年	-
1～5年	-

3. 【説明欄】

○令和4年度の「1. 全職員に係る情報」及び「2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報」については、特定の職員の給与が推測し得ること等から公表を行いません。